

第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会（第 24 期・第 8 回）議事要旨
※第一部拡大役員会（第 24 期・第 9 回）との合同開催

日 時：令和元年（2019 年）11 月 27 日 13:30～15:00

会 場：日本学術会議 5-C 会議室

出席者：佐藤岩夫、戸田山和久、西尾チズル、橋本伸也、町村敬志、松下佳代（スカイプ参加）、三成美保（スカイプ参加）、宮崎恒二、溝端佐登史、若尾政希

欠席者：亀田達也、亀本洋、木部暢子、古城佳子、藤原聖子、本田由紀

説明人：佐野正博

議事

（１） 前回議事要旨の確認

資料に基づき、議事要旨を確認した。

（２） 科学技術基本法改正問題について

橋本副部長より本件に関する第一部でのとりくみの経緯が説明された後、本日の目的と課題は、当該法と人文社会科学のあり方およびイノベーションについての考え方の整理を行うことであり、そのため本日は合同会議とし、各委員会構成員以外の会員にもオブザーバー参加を呼び掛けた旨が説明された（当日、オブザーバーとして参加した会員は無し）。また本日の進め方として、最初に佐野正博会員からイノベーション概念についての報告（「イノベーション概念の歴史的=理論的整理」『学術の動向』2015 年 11 月号参照）、続いて佐藤岩夫前部長から総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会制度課題ワーキンググループ（制度課題 WG）での議論の経緯を踏まえつつ、学術会議、第一部としての考え方を整理するための論点整理の報告を得、その後意見交換にはいる旨説明があった。

○佐野正博「イノベーション概念について」

当日配付資料「イノベーション概念について」、および「参考資料 1～6」等に基づいて、イノベーションの重層的階層性および応用的目的・実目的の有無による純粋研究の区分等の形成史に関して報告があった。

○佐藤岩夫「科学技術基本法改正の現状と課題」

資料（２）・（３）、および当日配付資料に基づいて、制度課題 WG での議論の経緯と、論点整理を行い、下記 3 点の論点が指摘された。

1. 科学技術基本法における人文・社会科学の位置づけ
2. 「イノベーション創出」の概念を科学技術基本法に加える必要性
3. 大学等の「責務」規定の新設

続いて質問・意見交換にはいった。

・意見： 佐野報告で、イノベーションの重層的階層性の一つとして示されている「社会イノベーション」は、科学技術のみに還元されるものなのか。法制度といったものも innovative 革新的なものだと思うが、それは社会イノベーションではないのか。

・佐野会員： 参考資料 1 の関連 1. にあるように、社会的価値・公共的価値を論じることが必要で、法のイノベーションも重要である。法規制の緩和のみではなく、新たな法規制が必要といった局面は多い。公共的価値が明確になってはじめて社会イノベーションが生まれるといえる。

・意見： イノベーションを狭く解釈して危惧するよりは、それを広くとらえ、「価値」に関わる人文・社会科学研究として、積極的にイノベーションに取り組んでいくことは考えられないだろうか。

・佐藤前部長： 私もイノベーションは大変重要だと考えている。問題は広義のイノベーションを、法的に定義できるのかという点である。イノベーションと科学技術振興策とは別に考えたほうがよいということで、双方の関係を排他的・否定的に考えているわけではない。

・意見： 佐野報告で重層的階層性として整理された様々なレベルのイノベーションは、現実には同時に進行している。たとえばどのような自動運転車をつくるかは、社会の変化も予想しながら考えられ進められている。

・佐野会員： そうした重層的決定こそが極めて重要だ。

・意見： 今回の法改正で、「人社のみ」の排除規定がはずされることと、イノベーションとの関連が重要で、「人社のみ」排除規定の削除、科学技術、イノベーションが並列の関係にあるということの意味づけが重要である。

・佐野会員： 私の用意した参考資料 2 にもあるように、小林傳司氏は価値の問題は重なりながらも別だと指摘している。また同じく参考資料 6 にあるように、重層的決定を分析すること自体は人文・社会科学の役割といえる。

・意見： 「人社のみ」除く規定の削除において、基盤となる人文・社会科学それ自体、人社の基礎研究の持続的振興の視点が重要である。

・意見： イノベーションの重層的階層性をもっとはっきりさせるべきではないか。並列的に社会イノベーションもその一つという位置づけではなく、重層性をより明確に出すよう議論し、そうしたイノベーション概念を広く周知していくべきである。また、「人社のみ」排除規定の削除をポジティブにのみ捉えてよいのか。「人社のみに係る科学」とイノベーションが、結合していくことを強制されたとしたら問題である。

・意見： 人文・社会科学の基礎研究のみではなく、自然科学の基礎研究でも同じではないか。

・意見： 確かに人文・社会科学のみの問題ではない。法学者としての課題は、法解釈としての「並列」の意味だと私はとらえている。

・意見： イノベーション概念をめぐる争いが起きるのではないか。たとえば信用価値創造

といったこともそうだ。

・意見： イノベーションの階層的・重層的性、それと知的活動、知的営為にも階層的・重層的性があり、両者が、どの側面では重層的なのか考えていく必要がある。

・意見： イノベーションは価値の創造だと法に明確な定義をするべきだ。

・意見： それには立法上の難しさがある。現在では、ビジネスイノベーションだけではないという意見が増加しているといえる。ただ、人社を含め、科学はイノベーションへの貢献だけで評価されるべきではないという点は、科学、学術の世界に責任を持つ日本学術会議の発言が必要である。

・意見： イノベーションとの関係で、逆に人社の基礎研究に対する資金が削減され弱体化する危惧はある。基本法の性格として、他の計画や法に波及していく可能性も考慮しなければならない。

・意見： 基本法である以上、評価基準等すべてに波及する可能性があり、その範囲は広い。科学の発展が、イノベーションに最終的に回収されてしまうことを、最も危惧する。それ故具体的に発言していく必要がある。

・意見： イノベーションを広くとらえれば、それに対する学術の貢献は直接的なものだけではなく、間接的なものも含める必要が生じる。SDGs といった人類の幸福に繋がることはすべてイノベーションに含まれ、SDGs に貢献するような研究は、研究の意図とは別に、イノベーションへの貢献となるのではないか。確かに評価の問題はあり、恣意的な解釈で予算付がされるようなことがないようにしなければならない。

・意見： 危惧はわかる。ただ防衛するより、高い理念をぶつけて積極的に受け止めていくべきではないか。

・意見： 科学技術基本法の改正、科学技術基本計画の策定とすすむなかで、計画研究というものの、特に人文・社会科学における計画研究とは何かが問題になってくる。人社においても、計画研究、枠組みがあつての研究というものはありうる。ただ、一方でそれとは異なるボトムアップの研究のつくられ方も重要で、ファンディングの仕組みを含む、制度設計の問題がある。

最後に橋本副部長より、今日の議論では、イノベーション概念の重層的・性格、そのなかで法的概念としてどう定義されるのかといった問題が明確となった、というまとめがあつた。

以上